岡山県立和気閑谷高等学校いじめ防止基本方針

令和7年度版

いじめに関する現状と課題

●本校では、多様な生徒が在籍しており、日々の生活の中で些細なふざけ行為やからかい行為が発生しやすい。また、近年、生徒同士のSNSを介してのいじめにつながるようなやりとりが目につく傾向があり、生徒がネット利用をする上でのモラルやマナーについて、生徒自身の自己指導力を高めることが必要と思われる。いじめ未然防止の取り組みをより強く推進するために、生徒課を中心に、他の分掌組織とも連携して学校をあげた横断的な取り組みを行う必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ●日頃から個別面談等で、いじめ防止・いじめの早期発見に努める。いじめ問題の解決の取り組みは学年団を中心に全教員で行う。
- いじめの早期発見のために年3回「いじめに関するアンケート」を実施し、得られた情報を教職員間で共有し、学校全体で、いじめの早期解決に努める。
- ●ユネスコスクールとしての活動や様々なボランティア活動、また、総合的な探究の時間での閑谷學を通じて、生徒の主体的な活動を進めるとともに、身近な生活の中から課題を発見して、自ら学び、自ら考え、課題解決に向かった活動をし、その成果を表現する機会を多く持つことによって自己指導力を育む。
- ●授業や行事の中で、絆づくりや居場所づくりをすすめることにより、いじめが起きにくい学校風土(すべての生徒が落ち着ける環境)をつくる。

保護者・地域との連携

- ●PTA総会や保護者懇談を利用して、学校のいじめ問題への取り組みについて保護者に知らせるとともに、生徒の学校外での生活に関する見守りや情報の共有を図り、いじめの早期発見に努める。
- ●インターネット上のいじめの問題やスマート フォン等の正しい使い方等についての啓発 文書を適宜生徒に配布し、保護者に知らせ る。
- ●保健相談だより(年2回発行)に、いじめ 問題等の各種相談窓口や学校の教育相 談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。

い じ め 対 策 委 員 会

校

<対策委員会の役割>

学

- ●基本方針に基づくいじめ防止取り組みの実施や年間計画作成
- <対策委員会の開催時期>
- ●定期(5・2月)および必要な時
- <対策委員会の内容の教職員への伝達>
- ●年2回および必要な時

<構成メンバー>

- ●校外 スクールカウンセラー・(SSW)
- ●校内 校長、教頭、生徒課長、特別支援教育コーディネーター 教育相談コーディネーター、年次主任、生徒指導係

全 教 職 員

関係機関等との連携

- < 県教育委員会>
- ●連携の内容
 - ・ネットパトロールによる監視・スタンドバイの活用
- ·SSW(スクールソーシャルワーカー)の 家庭への介入と支援
- ●学校側の窓口 教頭
- < 警察署>
- ●連携の内容 定期的な情報交換 薬物乱用防止教室の実施
- 犯罪相当案件について通報·相談 ●学校側の窓口
- ●学校側の窓口 生徒課長
- <児童相談所>
- ●連携の内容
- 育成相談、非行相談
- ●学校側の窓口 保健相談係

学校が実施する取り組み

<教員研修>

- ●教職員の指導力向上に取り組み、生徒が互いに関わり、助け合い協力する場面を多く取り入れ、主体的活動を通じ充実感・達成感を得られる授業づくり、学校づくりを目指 ま
- ① ┃´●教育支援に関する研修を年1回行う。
- ⟨特別活動・部活動⟩
- い ●いじめ防止の意識を高め、いじめをなくす取り組みを生徒主体で進める。⇒いじめについて考えるLHRの実施
- じ <居場所づくり> め ●授業や行事等の
 - ●授業や行事等の特別活動、総合的な探究の時間において、誰もが活躍できる機会を設定し、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 - <情報エラル教育>
- の | <情報モラル教育>
 - ●ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性とともに、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、教科 「情報」、人権教育で行うとともに、1年生を対象に携帯電話を使う際のマナーやトラブルへの対処方法などについて、外部講師を招いて「ケータイ安全教室」を実施する。 |<論語朗誦>
 - ●論語朗誦や論語手帳の活用等を通して閑谷学校の精神を継承し、自らの生活に活かすことで知・徳・体の円満な発達を遂げることのできる学校づくりを進める。

<実態把握>

- ●担任による面談や、生徒の実態把握のための「いじめに関するアンケート」(年3回実施)により、いじめの早期発見を図る。
- <相談体制の確立>
 - ●相談支援係の教員を生徒に周知すると同時に、月1回のスクールカウンセラーによる教育相談を実施し、生徒・保護者が相談できる体制を整える。
- + 切 |<情報共有> ☆ | ●スタンドバイ

め

の

- ●スタンドバイの活用や学年会議、生徒課会議、学年主任会で生徒の情報交換を行い、生徒の変化に早く気づける体制を整えるとともに、支援が必要な生徒の担任に対して 保健相談係が相談助言や専門機関との連絡を行い、バックアップする。
- <家庭への啓発>
- ●保健相談だよりの中でいじめ問題への取り組みや考え方にも触れ、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。

<いじめの有無の確認>

- ●本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになった時、通報受信者・発見者は校長、教頭、当該生徒の担任・学年主任、生徒課に速やか に報告する。当該生徒の所属学年団を中心に、いじめについての情報収集と有無の確認を行う。
- | <いじめへの組織的対応の検討> | ●いじめが明らかになったときは学年会議を経て、学校としての対応を検討する。対応を決定する時は、被害生徒とその保護者に学校の対応について説明し、同意を得る。 | 自傷行為がある場合は学年会議を経て、いじめ対策委員会、職員会議を開催し、学校の対応を全職員に周知徹底する。
- |くいじめられた生徒への支援> | ●いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して保健相談係を中心にカウンセリング等の支援を行う。重大な被害が疑われる場合 | や不登校につながる可能性がある場合は当該収益生徒の保護者に説収を行い、学校と家庭の連携を変にする
- や不登校につながる可能性がある場合は当該児童生徒の保護者に説明を行い、学校と家庭の連携を密にする。 | くいじめた生徒への指導>
- ●いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であること、相手の心身に及ぼす影響が大きいこと等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。状況に応じて、保健相談係や専門機関への相談も行う。いじめが犯罪行為に相当し得る場合は警察へ相談・通報する。
- <他の生徒への指導> ■いじめは絶対に許されない行為であること、いじめに気づいたときにどう行動すべきであったか気づかせ、「絶対にいじめは許さない」という意識づけを行う。
- ●いじめ対応での留意点>
- ●いじめの有無の確認、組織的対応の検討、いじめられた生徒・いじめた生徒・保護者への対応については、必ず記録を取り、以後の事例に活かすようにする。